発行日：2023年02月06日

受付開始	随時	受付終了	随時

ひとり親家庭等日常生活支援事業

申請難易度	上限金額
★☆☆☆☆	利用料無料～300円

登録/更新日	2022年11月30日	発行機関	宮城県仙台市	対象地域	宮城県 仙台市	支援種別	補助金

目的

母子家庭、父子家庭、寡婦の方が、病気や仕事などのため一時的に家事や育児にお困りのとき、家庭生活支援員（ホームヘルパー3級以上等の資格のある方）を派遣して保育や日常生活の家事をお手伝いをします

支援内容

＜一時的な利用＞
病気などのために子供の世話や家事ができない
子供の看病のために買い物に行くことができない
学校行事へ参加している間、未就学の子供の面倒をみてほしい
冠婚葬祭のときなどに子供の面倒をみてほしい
母子・父子家庭となって間もないため、家事・育児の手助けがほしい

＜定期的な利用＞
小学生以下の子供がいる家庭で、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合（所定内労働時間の就業を除く。）等に家事・育児の手助けが欲しい
注：一時的な利用・定期的な利用ともに病気の子供の看病はお受けできません。

注：一時的な利用・定期的な利用ともに事業者の状況によってはご希望に添えない場合もあります。

注：定期的な利用については、母子家庭の母または父子家庭の父の所得が、児童扶養手当を受けている方と同等水準未満の場合に利用が可能です。

支援規模

〇利用料金
所得の状況に応じて利用料金が算定されます。

・生活保護受給世帯、市民税非課税世帯　無料

・児童扶養手当支給水準世帯　150円

・上記以外の世帯　300円

対象者の詳細

〇利用できる方
母子家庭または父子家庭※、寡婦（配偶者のいない女子であって、かつて母子家庭の母であった方）の方

※「母子家庭または父子家庭」とは、以下のいずれかに該当し、20歳未満の児童を扶養する方をいいます。

・離婚した方であって、現に婚姻をしていない方
・配偶者の生死が明らかでない方
・配偶者から遺棄されている方
・配偶者が海外にいるため、その扶養を受けることができない方
・配偶者が精神または身体の障害により、長期にわたって労働能力を失っている方
・配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む。）が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない方
・婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）によらないで、母または父となった方で、現に婚姻をしていない方

対象地域

宮城県

お問い合わせ

子供未来局子供支援給付課
仙台市青葉区上杉1-5-12上杉分庁舎8階
電話番号：022-214-8202
ファクス：022-214-8610

申請相談ページ	j-izumi.com/tascha/coupon	申請サポート依頼はこちら 情報の泉本部 東京都目黒区上目黒１丁目３－７ TEL:03-6416-0402 HP:https://www.grand2.com MAIL:support1@j-izumi.com
申請相談コード	zu3mg2	
申請支援着手金	要相談	
成功報酬	要相談	
上記金額の有効期限は2023年8月6日まで		